

千葉市公共施設等緑化推進要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例（昭和46年千葉市条例第21号）第14条の規定に基づき、本市が設置管理する道路、公園、河川、学校、庁舎等の施設（以下「公共施設等」という。）における緑化の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）接道部

公共施設等の敷地のうち道路に接する部分をいう。

（2）所管課長

各公共施設等を所管する課等の長をいう。

（公共施設等緑化基準等）

第3条 所管課長は、公共施設等の新設する場合は、別表の公共施設等緑化基準（以下「緑化基準」という。）に定めるところにより、当該公共施設等の緑化を行うものとする。公共施設等を全面的に改築する場合においても、同様とする。

2 都市局公園緑地部緑政課緑と花の推進室長（以下「緑と花の推進室長」という。）は、緑化基準に基づく緑化の推進に関し、所管課長に対し助言又は技術的援助を行うとともに、公共施設等の緑化を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

（接道部の緑化）

第4条 公共施設等の緑化にあたっては、当該公共施設等の

公共性及び都市景観に配慮し、接道部の緑化を重点として行うものとする。

（事前協議）

第5条 公共施設等の新設、全面改築又は増築にあたっては、所管課長は、あらかじめ当該公共施設等の緑化計画について、緑と花の推進室長（道路の緑化計画については、都市局公園緑地部公園管理課長とする。以下、この条において同じ。）に協議しなければならない。この場合において、緑と花の推進室長は、緑化を推進するため必要があると認めたときは、その範囲内において緑化計画の変更等の助言をすることができる。

（既設公共施設等の緑化）

第6条 所管課長は、既設の公共施設等で緑化基準に満たないものについては、現状において可能な限り植栽等を行い、緑化基準に近付けるよう努めるものとする。

（樹木等の良好な保持）

第7条 所管課長は、公共施設等における樹木等を良好な状態に保持するため、適切な維持管理を行うものとする。

（市が助成等を行う施設の緑化に係る協議）

第8条 民間施設のうち、その設置又は建設について、本市が出資又は助成を行うものについては、当該出資又は助成に係る事業を所管する課等の長は、緑と花の推進室長と当該民間施設の緑化について協議するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表 公共施設等緑化基準

施設	対象	基準
道路	市が設置管理する道路とする。ただし、次に掲げる箇所は除くものとする。 (1) 道路管理者の許可を受けた道路占用物件があるため、街路樹の植栽又は、生育が著しく困難と認められる箇所 (2) 道路が地下にあるなどの理由により、街路樹の植栽又は、生育が著しく困難と認められる箇所	1 歩道幅員が、3.0m以上の道路にあつては道路区分等を考慮し、建設省の定める道路緑化基準（昭和63年6月22日建設省都街発第21号都市局長・建設省道環発第8号道路局長通達）に基づき、街路樹及び植樹帯の整備を行うものとする。 2 歩道幅員3.0m未満の歩道、中央分離帯、交通島、その他道路用地にあつては、道路管理上支障の無い範囲で、可能な限り樹木を植栽し、緑地を確保するものとする。
公園・緑地	都市公園及び都市公園に準ずる公園又は緑地	敷地面積に対する緑化率は、建設省の定める都市緑化対策推進要綱（昭和51年6月9日建設省都緑対発第3号建設事務次官通達）に基づき、次のとおりとする。 (1) 住区基幹公園及び都市基幹公園 50%以上 ただし、街区公園及び運動公園にあつては30%以上とする。 (2) 緩衝緑地及び緑道 70%以上

		(3) 都市緑地 80%以上 (4) 墓園 60%以上
河川等	河川、都市下水路、調整池、遊水池等	河川等の区域ごとに景観、緑量等を考慮し、建設省の定める河岸等の植樹基準（案）（平成元年4月1日治水課流域治水調整官・都市河川室建設専門官事務連絡）等に基づき、緑化の推進を行うものとする。
庁舎・学校・その他の公共施設	道路、公園及び河川等以外のすべての公共施設等	1 敷地面積 500 m²以上の施設は、敷地面積の 20%以上の面積の緑化を行うものとする。 2 上記以外の施設については、可能な限り樹木を植栽し、緑化を推進するものとする。 3 接道部緑化率は、70%以上とするとともに、緑地幅は、0.6m以上とし、極力広く取るものとする。 4 前3号によりがたい施設については、別途緑と花の推進室長と協議するものとする。